

特定非営利活動法人縁二一定款

制 定	平成 12 年 4 月 25 日
一部改正	平成 19 年 2 月 20 日
一部改正	平成 25 年 5 月 24 日
一部改正	令和 5 年 6 月 22 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人縁二と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府池田市室町 4 番 3 7 号におく。

(目的)

第 3 条 この法人は、地域の中に根ざした高齢者・障がい者・児童への介護支援事業、家庭・地域から循環型社会へのライフスタイルの転換を提言していく環境促進事業、公正で民主的な地縁コミュニティの創設をめざしたまちづくり推進事業を行うことにより、「誰もが生き生きと生きられる共生の市民社会」・「多様性と個人の自立性のある市民社会」・「公正で透明な開かれた市民社会」を構築することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第 2 条別表の次の活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. まちづくりの推進を図る活動
3. 環境の保全を図る活動

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(a) 認知症対応型共同生活介護（介護予防）事業

(b) 訪問介護事業

(c) 短期入所生活介護事業

(d) 指定居宅介護支援事業

(e) 配食サービス事業

(f) 通所介護事業

(g) 『認知症』『介護』『障がい』の研究及び啓発事業

(h) 福祉用具貸与

(i) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ

く障がい福祉サービス事業

(j) 高齢者・障がい者のための余暇支援事業

(k) 高齢者・障がい者の雇用促進事業

(l) 高齢者・障がい者の地域生活支援

(m) 虐待児童等の生活支援事業

(n) 乳幼児の一時預り等サポート事業

②まちづくりの推進を図る活動

(a) まちづくり情報紙の発行

(b) 活性化・文化の講演会及び交流会

(c) 地域コミュニティ推進事業

(d) 行政との協働事業としての公共施設管理運営事業

③環境保全を図る活動

(a) フリーマーケットの実施

(b) 環境保全団体とのネットワークづくり

(c) ゼロエミッションの研究

(d) 循環型社会への啓発事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 この法人の会員は、法上の社員であり、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 この法人は、入会についての条件は特に定めがないが、理事長の承認を得るものとする。

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長は理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会等において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 理事長代行 1人

(3) 理事(理事長及び理事長代行を含む) 7人以上11人以内

(4) 監事 2人

ただし、理事長代行は理事会で必要と認めたときに置くことができる。理事長が欠けたときに理事長代行がない場合は筆頭理事が理事長代行を務める。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

2 理事は互選により、理事長を定める。

3 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、業務を統括する。

2 理事長代行は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は次の職務を行う。

(1) 法人の業務の状況を監査すること。

- (2) 法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する至ったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入を似て償還する短期借入金を除く。）その他
新

たな義務の負担及び権利の放棄

- (9) その他運営に関する重要事項
(開催)

第23条 通常総会は毎年1回とする。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から、総会の目的である事項を記載した書面による招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(表決権等)

第28条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面を似て表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理 事 会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

① 総会に付議すべき事項。

② 総会で議決した事項の執行に関する事項。

③ その他、総会で議決を必要としない会務の執行に関する事項。

(開催)

第32条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から、会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議事)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事会は理事総数の3分の2以上の出席が、なければ開会することができない。
- 3 理事会の議事はこの定款で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(書面表決等)

第35条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前条第2項及び第3項の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

- 2 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる事ができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数
 - (3) 出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理及び区分)

第38条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 資産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条に掲げる原則に従って行うものとする。

2 会計事務については特定非営利活動法人縁 21 会計処理規則により処理するものとする。

(会計の区分)

第 40 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び収支予算は理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決を得る。これを変更するときも同様とする。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 43 条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び補正)

第 44 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は補正をすることができる。

2 前項の予算の追加又は補正については、直近の総会で報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 理事長は年度終了後 3 カ月以内に、事業報告書、活動計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受けた後、理事会の議決を得て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収入を似て償還する短期借入金を除く。）の借り入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 組 織

(設置)

第48条 この法人の事務を処理するために組織規則を別に定める。

2 この法人の従業員は理事長が任免する。

3 この法人の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第8章 変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において会員総数の4分の3以上の承認を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定をへなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したとき残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、池田市又はこの法人と類似の目的を持つ法人に帰属するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第53条 この法人の公告は、官報において行う。

第10章 雑 則

(委任)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初役員は、次に掲げる者とする。

理事長 渡邊 順子

副理事長 仲榮 トミ

理事 前原 英之

同 澤井 靖介

同 渡邊 千芳

監事 堤 秀雄

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 会員年会費 3,000円

附則の2

この定款は、平成15年1月15日から（知事が認めた日）から施行する。

附則の3

平成19年2月20日一部改正

附則の4

平成25年5月24日一部改正

この定款は平成25年10月4日（認証日）から施行する。

附則の5

この定款は、令和5年6月22日から施行する。